

燃費マネージャー貸出しのご案内

県では、エコドライブを県内の事業者の方々に普及するに当たり、エコドライブの効果を実感していただくため、講習会で使用した計測機器と同等の計測ができる燃費計(燃費マネージャー)の貸出しを行っています。

1 燃費マネージャーの概要

燃費マネージャーでは次の項目が測定可能です。

- 燃料流量(cc/min)：1分当たりの燃料流量
- 瞬間燃費(km/l)：瞬間の燃費
- 今回燃費(km/l)：エンジンをスタートしてから切るまでの燃費
- 平均燃費(km/l)：燃費計を取り付けてからの平均燃費
- 今回距離(km)：エンジンをスタートしてから切るまでの距離
- 積算距離(km)：燃費計を取り付けてからの積算距離

【表示部分】



【接続】



取付けは簡単に行うことができます。

接続は運転席近辺にある故障診断コネクタに挿しこむだけ。電源もこのコネクタ1つで供給完了。面倒なセンサごとの配線作業は一切不要です。(車両によっては別途外部起動配線が必要な場合があります)

補正作業が必要となります。

燃費などの計測に当たっては事前に補正(機器校正)が必要となります。ただし、あらかじめ係数がわかっている車種については、補正作業を行わなくても近い値を表示することができます。

【係数の参照】 http://www.techtom.co.jp/FCM_coe.html

適応車種

燃費マネージャーが取付け可能な自動車は、メーカー、車種、年式等によって異なります。

【燃費マネージャーが取り付け可能な車種】 http://www.techtom.co.jp/FCM_Wmach.html

2 貸出に当たっての注意事項

- (1) 燃費計の貸与を受けたい場合は、燃費計貸与申請書を提出してください。
- (2) 申請書を審査し、適当と認められるときは、燃費計貸与承認を通知します。
- (3) 燃費計の貸与承認期間は、原則1ヶ月以内とします。
- (4) 燃費計の貸与に要する費用はありません。(無料で貸出いたします。)
- (5) 貸与を受けた燃費計の使用に当たって、次の行為は行わないでください。
 - ア 貸与を受けた燃費計の第三者への貸与
 - イ 営利を目的とした行為
 - ウ 不正な利用又はそれを助けるような行為
 - エ その他法令等に違反する行為
- (6) 燃費計は、被貸与者の責任において管理及び使用するものとし、燃費計の使用による車両の故障、損害等について、県は一切の責任を負わないものとします。
- (7) 被貸与者が故意若しくは重大な過失により貸与された燃費計を亡失又は損傷したと認められるときは、燃費計を弁償していただく場合があります。
- (8) 貸与承認期間が終了した場合は、速やかに燃費計を返却してください。

岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1(県庁11階)

電話：019-629-5271 FAX：019-629-5334 E-mail：AC0001@pref.iwate.jp